

動物収容・譲渡対策施設整備費補助

50百万円(100百万円)

自然環境局総務課動物愛護管理室

1. 事業の概要

都道府県、政令市等が所有者から引取り依頼等された犬及び猫については、各自治体の動物愛護センター等の収容施設に収容され、譲渡される機会を待っており、動物愛護の観点から収容施設の拡充・改善が必要である。

また、犬及び猫の殺処分数を大幅に減少させるためには、収容前の普及活動を推進するとともに、収容された犬及び猫について、家庭動物としての適性を評価して譲渡に結びつけることが重要なことから、自治体における動物の収容・譲渡のための施設整備に対する支援(補助)を行う。

2. 事業計画

内容等	H21	H22	H23	~H29	備考
動物収容・譲渡施設の整備補助					動物愛護基本指針の目標期間内で、全国でモデル的に補助する。

3. 施策の効果

「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく「動物愛護基本指針」(平成18年10月31日環境省告示第140号)では、犬猫の殺処分数の減少を目標に掲げており、その達成に寄与する。

4. 備考

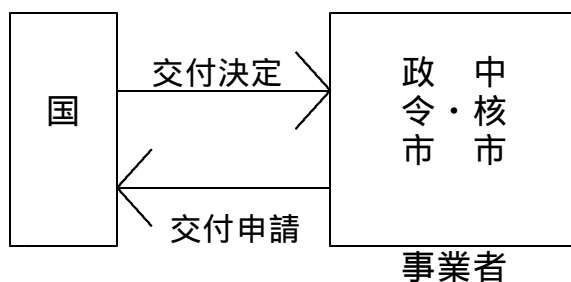
(事業費内訳)

動物収容・譲渡施設の新・改築

50百万円
(補助率 1/2)

{ 保管施設の新築・改築・改修
譲渡のための専用スペースの設置(改修を含む)

(補助金の流れ)



動物収容・譲渡対策施設整備費補助

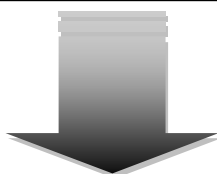
(背景)

近年、国民の家庭動物等飼養に対する関心が高まっている。

動物愛護管理法に基づく「基本指針」では、平成29年度までに、犬及びねこの殺処分数の半減を目標に掲げている。

平成29年度までに、犬及びねこの引取り数及び殺処分数を大幅に減少させるためには、家庭動物等としての適性を評価して譲渡に結びつけることが重要である。

現在ある自治体の収容施設のうち、多くが老朽施設であり、保管場所についても狭隘な場合が多い。



動物収容・譲渡施設の新・改築

保管施設の新築・改築・改修

動物保護の観点から十分な保管スペース、電気・給排水設備、冷暖房設備等



譲渡のための専用スペースの設置(改修を含む)

譲渡希望者等とのふれあいの場、適正譲渡講習会等実施会場

